◎地方自治法施行令第167条の２第１項第３号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名将 （業務名・品名）	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	観光施設便所冬囲い設置等 作業委託	令和8年11月4日から 令和9年3月31日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和8年11月4日	96,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第41条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。